無断複製・頒布を禁じます

ＬＥＣ社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

改正法攻略講座　講義テキスト〈2024年度版〉

（2024年度合格目標　改正法攻略講座　教材）

（2024/05/14現在）

2024年度合格目標　改正法攻略講座の講義使用教材である「2024年度版　改正法攻略講座　講義テキスト」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※教材名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは表紙のバーコード下に記載しております。

・ 2024/05/14更新分… p.1

【2024/05/14 更新分】

講義テキスト(RU24450)

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
改正	P86 ４．保険料に関する改正（高医法104条１項３項）と５．出産育児支援金等及び出産育児交付金制度の創設の項目の間	※下記 ４－２．保険料の賦課限度額の改正（高医令18条１項ほか）の項目を追加

４－２．保険料の賦課限度額の改正（高医令18条１項ほか）

保険料額の算定基礎に出産育児支援金の納付に要する費用の予想額等が含まれることとなったことに伴い、保険料の賦課限度額も次のように改正された。

なお、賦課限度額の引上げを一定以下にするため、令和６年度においては、令和６年度中に年齢到達によって新たに後期高齢者医療の被保険者となった一定の者を除き、激変緩和措置が行われている（表中②③の者）。

【賦課限度額】

	改正後	改正前
①令和６年度中に 75 歳となったため新たに後期高齢者医療の被保険者となった者	80万円	66万円
②上記①以外の者で所得が一定額以上の者	73万円	
③上記①②に該当しない者	67万円	

以上